

【契約事項兼重要事項説明書】

この「契約事項兼重要事項説明書」は、「磐田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

株式会社シナジー

訪問看護ステーションすずらん

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	平日（月～金）
サービス提供時間	9：00～17：00

(5) 事業所の職員体制

管理者	（氏名）石川 淳子
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none">1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。3 利用者へ訪問看護計画を交付します。4 訪問日、提供した看護内容等を記載した記録を残します。5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 4名 非常勤 2名
看護職員（看護師・准看護師）	<ol style="list-style-type: none">1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。2 訪問日、提供した看護内容等を記載した記録を残します。	常勤 4名 非常勤 2名
理学療法士等	<ol style="list-style-type: none">1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。2 訪問日、提供した看護内容等を記載した記録を残します。	常勤 0名 非常勤 2名

事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名 非常勤 0名
------	----------------------------	-----------------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 【具体的な訪問看護の内容】 ① 病気・症状の観察 ② 日常生活のサポート（清潔の介助・食事、排泄の介助など） ③ かかりつけ医の指示に基づく ④ 医療処置・医療機器の管理 ・カテーテル管理（膀胱留置カテーテル・胃瘻・経管栄養など） ・点滴管理（中心静脈栄養、末梢点滴、皮下点滴） ・呼吸器管理（人工呼吸器・在宅酸素など） ⑤ 服薬管理 ⑥ 療養生活のアドバイス・ご家族や介護される方のサポート ⑦ 床ずれの処置、予防 ⑧ 機能訓練 ⑨ 認知症のケア・精神疾患のケア ⑩ ターミナルケア ⑪ 緊急時の対応（24時間対応） ⑫ 他職種（医師、薬剤師、ケアマネ、地域包括など）との連携

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

介護保険：介護（要介護）→別表1 介護予防（要支援）→別表2

医療保険：医療保険（一般）→別表3 医療保険（精神）→別表4

4 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 25 日までに利用者又はご家族宛てにお届け（郵送）致します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 訪問日、提供した看護内容等を記載した記録（ピンクファイル）内容を照合のうえ、下記の方法によりお支払いいただきます。</p> <p>☆利用者またはご家族指定口座からの自動振替 ※現金徴収は紛失などのトラブルを避けるため、基本的にはお断りさせていただきます。やむを得ない事情の方は、ご相談ください。</p> <p>イ お支払いの確認が終了しましたら、支払い方法に関わらず領収書をお渡しします。必ず保管をお願いします。基本的には再発行は致しません。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）</p> <p>ウ サービスの中止または終了となった方は、請求書を郵送させていただきます。その際は速やかに事業所指定口座への振り込み、または一方ご連絡の上、事務所に届けてくださっても構いません。やむを得ない事情の場合は、集金に伺いますのでご相談ください。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険・医療保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 1 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、法的措置をとらせていただくことがございます。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行い

ますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

- (6) 台風などの自然災害時訪問について、訪問の中止・変更をお願いする場合があります。その場合はご連絡しますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

6 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることと致します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

7 緊急時（急変等）の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

8 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示致します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
-------------	---

10 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

11 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表：片山ひろみ 管理者：石川淳子
虐待防止に関する担当者	看護師：鈴木麻友

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

13 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

14 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損保ジャパン株式会社 保険名：ウォームハート 補償の概要：賠償補償（施設・生産物・財物）・居宅サービス、居宅介護支援事業者等補償（被害者対応費用・事故対応特別費用・人格権侵害・経済的損失・徘徊時賠償・受託貴重品）
--

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 代表：片山 管理者：石川 イ 連絡先電話番号 0538-30-6665 ウ 受付日及び受付時間 平日9時～17時
--	--

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重し調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に沿えない場合があることをご承知ください。

(2) サービス提供に関する苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情申立窓口

【事業者の窓口】 苦情申立・相談係り	所在地：磐田市前野 2890-2 電話番号：0538-30-6665 FAX 番号：0538-30-6696 受付時間：9時～17時
【地域包括支援センターの窓口】 (利用者の居住する区の包括支援センターの保険担当部署の名称)	※お住いの地域によって異なりますので、 ご確認ください。 磐田市内 7 施設・袋井市内 7 施設
【磐田市役所の窓口】 総合健康福祉会館 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険グループ	磐田市国府台 57-7 i プラザ 3 階 電話番号：0538-37-4769 FAX:0538-37-6495 受付時間 8：30 ～ 17：15
【公的団体の窓口】 静岡県国民健康保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日 2 丁目 4-34. 電話番号 054-253-5590 (苦情専用) 受付時間 9:00～17:00 (平日のみ)

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

内容について、「磐田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	磐田市前野 2890-2
	法人名	株式会社シナジー
	代表者名	片山 ひろみ
	事業所名	訪問看護ステーションすずらん
	説明者氏名	

契約事項兼重要事項説明書の内容について、事業者から説明を確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	(印)
代理人	住所	
	氏名	(印)

※別表2

【介護保険】訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション 料金表
(介護予防)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	303	3,093円	310円	619円	928円
	30分未満	451	4,604円	461円	921円	1,382円
	30分以上1時間未満	794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	2,899円	290円	580円	870円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00~6:00)の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(II)	30分未満 1回につき	201	2,052円	206円	411円	616円
	30分以上 1回につき	317	3,236円	324円	648円	971円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算(I)	1月につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(II)	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算(I)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(II)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
専門管理加算	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
初回加算(I)	1月につき	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(II)	1月につき	300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護体制強化加算	1月につき	100	1,021円	103円	205円	307円
口腔連携強化加算	1回につき	50	510円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(I)	1回につき	6	61円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(II)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円

保険適応外(自費)

キャンセル料	当日は一律1,000円(急な受診など、やむを得ない事情は考慮します)
営業日以外の希望訪問	1回につき3,300円(医療処置のある方は請求しません)
エンゼルケア	10,000円(税込)
長時間(90分超え)訪問看護料金	30分毎4,600円

【介護保険】訪問看護・介護予防(病院・診療所)料金表

(介護)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス利用時間ごとの料金 (訪問看護)	20分未満	266	2,660円	266円	532円	798円
	30分未満	399	3,990円	399円	798円	1,197円
	30分以上1時間未満	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
	1時間以上1時間30分未満	844	8,440円	844円	1,688円	2,532円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービスと連携して訪問看護を行う場合	1月につき	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

加算項目

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	3,170円	317円	634円	951円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,000円	300円	600円	900円
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携)		800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	325	3,250円	325円	650円	975円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	315	3,150円	315円	630円	945円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
遠隔死亡診断補助加算	死亡月につき	150	1,500円	150円	300円	450円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	550	5,500円	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	200	2,000円	200円	400円	600円
口腔連携強化加算	1回につき	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	60円	6円	12円	18円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し訪問看護を行う場合(1月につき)	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し訪問看護を行う場合(1月につき)	25	250円	25円	50円	75円

【介護保険】訪問看護・介護予防(病院・診療所)料金表

(介護予防)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	256	2,560円	256円	512円	768円
	30分未満	382	3,820円	382円	764円	1,146円
	30分以上1時間未満	553	5,530円	553円	1,106円	1,659円
	1時間以上1時間30分未満	814	8,140円	814円	1,628円	2,442円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00~6:00)の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(II)	30分未満 1回につき	201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	3,170円	317円	634円	951円
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合		300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(I)	1月につき	325	3,250円	325円	650円	975円
緊急時訪問看護加算(II)	1月につき	315	3,150円	315円	630円	945円
特別管理加算(I)	1月につき	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(II)	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
初回加算(I)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(II)	1月につき	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算	1月につき	100	1,000円	100円	200円	300円
口腔連携強化加算	1回につき	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(I)	1回につき	6	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算(II)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円

※別表3

【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表
訪問看護基本療養費／加算

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで(看護師・理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目を以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目を以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで(准看護師)	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目を以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師(※)の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合(週4日目を以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合(週3日目まで)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合(週4日目を以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合(週4日目を以降)	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合(週3日目まで)	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合(週4日目を以降)	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師(※)との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日2回／訪問者3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上／訪問者2人まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	1日3回以上／訪問者3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目を以降	2,000円	200円	400円	600円	
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円	
	上記以外の場合□	1,300円	130円	260円	390円	
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円	
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
		1日2回	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	1日1回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日2回	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	1日3回	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		1日3回	9,000円	900円	1,800円	2,700円

【医療保険-精神】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表
訪問看護管理療養費／加算

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2		10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合		7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 1月につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2		2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合□	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2のロの場合	5,800円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他

その他の療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算(月に1回ご請求)

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円

ベースアップ評価料(月に1回ご請求)

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円
ベースアップ評価料(Ⅱ) なし(スコア15点未満/算定しない)		0円	0円	0円	0円

※厚生労働大臣が定める中山間・離島地域等にある訪問看護ステーションからご自宅まで片道1時間以上かかる場合、特別地域訪問看護加算として所定額の50%増

保険適応外(自費)

交通費(1回の訪問につき)	1km 30円(事務所からの往復距離をGoogleマップで測定し決定) ※但し、1か月の上限額を5,000円とする
エンゼルケア	10,000円(税込)
キャンセル料	当日は一律1,000円(急な受診など、やむを得ない事情は考慮します)
営業日以外の希望訪問	1回につき3,300円(医療処置のある方は請求しません)
長時間(90分超え)訪問看護料金	30分毎5,000円

◇地域区分と単価

地域区分	単価
1級地	11.4
2級地	11.12
3級地	11.05
4級地	10.84
5級地	10.7
6級地	10.42
7級地	10.21
その他	10

個別地域における区分の詳細は、WAMNETの地域区分を参照ください。

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2024/0201105303977/20240202_012.pdf

◇ベースアップ評価料Ⅱ

ベースアップ評価料	算定料（円）
ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）	0
ベースアップ評価料（Ⅱ）1（スコア0以上）	10
ベースアップ評価料（Ⅱ）2（スコア15以上）	20
ベースアップ評価料（Ⅱ）3（スコア25以上）	30
ベースアップ評価料（Ⅱ）4（スコア35以上）	40
ベースアップ評価料（Ⅱ）5（スコア45以上）	50
ベースアップ評価料（Ⅱ）6（スコア55以上）	60
ベースアップ評価料（Ⅱ）7（スコア65以上）	70
ベースアップ評価料（Ⅱ）8（スコア75以上）	80
ベースアップ評価料（Ⅱ）9（スコア85以上）	90
ベースアップ評価料（Ⅱ）10（スコア95以上）	100
ベースアップ評価料（Ⅱ）11（スコア125以上）	150
ベースアップ評価料（Ⅱ）12（スコア175以上）	200
ベースアップ評価料（Ⅱ）13（スコア225以上）	250
ベースアップ評価料（Ⅱ）14（スコア275以上）	300
ベースアップ評価料（Ⅱ）15（スコア325以上）	350
ベースアップ評価料（Ⅱ）16（スコア375以上）	400
ベースアップ評価料（Ⅱ）17（スコア425以上）	450
ベースアップ評価料（Ⅱ）18（スコア475以上）	500

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分の算出方法は、厚生労働省の以下資料を参照ください。
ベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

(別添1)_賃金改善計画書(訪問看護ステーション)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001250233.xlsx>

免責事項

本資料は、ご自身の事業所における印刷に限った利用をお願いします。テンプレートの著作権・知的財産権については当社に帰属するものとし、当社に事前の文書による承諾を受けた場合を除いて複製、譲渡、販売、貸与、使用許諾、転載、改変、その他再利用することはできず、また第三者に当該行為を行わせてはならないものとします。

本資料はご自身の責任のもとご利用ください。

カイポケカスタマーサポートでは、本資料に関するお問合せは受付いたしませんので、ご了承ください。

Copyright (C) SMS Co.,Ltd. All Rights Reserved.

掲載の記事・写真・イラストなど、すべてのコンテンツの無断複製・転載・公衆送信を禁じます